



特集

平成 24 年税制改正大綱発表と「今年変わる税制」

昨年末、平成 24 年度税制改正大綱が発表されました。政府は、これと並行して、社会保障と税の一体改革に向けて、将来の消費税率の引き上げ、所得税及び相続税の増税を内容とする税制改正案を協議しています。今後の税制がどう変わっていくのが注目されるのですが、まずは、昨年の平成 23 年税制改正で、今年以降の取扱いに変更があった事項について整理していきます。

1. 法人税率引き下げ及び震災復興特別法人税創設
平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税率が以下のように改正される。

普通法人 (現行)30.0% (改正後)25.5%
中小法人の軽減税率* (現行)18.0% (改正後)15.0%

* 年 800 万円以下の課税所得に適用される税率をいう。しかし、平成 24 年 4 月 1 日からの 3 事業年度については、震災復興特別法人税として法人税額の 10% が併課されるため、実質的な税率は、**28.05%** (中小法人の軽減税率は **16.5%**) となる。

2. 減価償却定率法の見直し

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産から、従来の 250% 定率法が見直され、**200% 定率法**が適用される。これにより事業供用初期の償却費が縮小される。

ただし、平成 24 年 4 月 1 日をまたいで事業年度が終了する場合には、その事業年度末までに取得した減価償却資産については、従来の 250% 定率法による償却の選択が認められる等の経過措置がある。

3. 青色欠損金の繰越控除期間の延長

青色欠損金の繰越控除期間が、従来の 7 年間に延長される。この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金から適用される。なお、この制度は、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類を保存している場合に適用がされるため、帳簿書類の保存期間に留意したい。

なお、大法人及びその 100% 子会社たる中小法人については、繰越控除額が控除前所得金額の 80% に制限される。

4. 貸倒引当金の損金算入の制限

大法人について、貸倒引当金の損金算入が認められる法人が、金融機関等一定の法人に制限される。この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、経過措置をもって段階的に実施される。

5. 震災復興特別所得税創設

所得税について、平成 25 年分から 25 年間、震災復興特別所得税として、所得税額の **2.1%** の上乗せ課税が行われる。また、個人住民税の均等割の標準税率も平成 26 年分から 10 年間、現行の 4,000 円から **5,000 円** に引き上げられる。

6. 退職所得に係る個人住民税の 10% 控除の廃止

平成 25 年 1 月 1 日以後に支給される退職金等について課される住民税から、現行の 10% 税額控除の措置が廃止される。

7. 更正の請求の期間の延長

平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税についての更正の請求の期間が、以下のように延長された。

原則 (従来)1 年 (改正後)5 年

これに併せて、課税庁の更正期間も 5 年に延長

贈与税、移転価格税制に係るもの

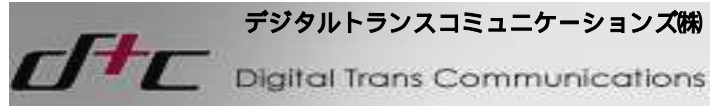
(従来)1 年 (改正後)6 年

なお、平成 23 年 12 月 2 日より前に、従来の更正請求期限を経過してしまった申告についても、課税庁の増額更正期間内であれば、「更正の申出書」を提出することにより、減額更正を請求できる手続も設けられた。

クライアント様 紹介コーナー

スポットライト

そのメールの添付ファイル、自動暗号化しませんか？



今回ご紹介させていただくのは、東京都新宿区にあるデジタルトランスコミュニケーションズ株式会社様(以下、DTC)です。

優秀なシステム屋を集結させ、富士通のコアパートナー企業にも認定されたDTCが、そのエキスパート集団としての威信にかけて開発したのが『COA Mail』というセキュリティサービスです。

『COA Mail』は、メールの添付ファイルをパスワード付き暗号化ファイルに、自動で変換してくれるサービスで、メール受信者へのパスワード通知なども自動で行ってくれるので、「別メールでパスワードをご連絡します。」といった煩わしさもなくなり、セキュリティの強化とパフォーマンスの向上が同時に実現可能となります。

「無機質で冷たいデータを形のある熱いものに変えることで、日本経済を盛り上げたい。」というポリシーから生まれるサービスは、一見の価値あります。

デジタルトランスコミュニケーションズ株式会社

本社：東京都新宿区歌舞伎町2-14 新宿KSビル7階

TEL：03-5155-6260

Coa mail

で

検索

闘う税理士 小川の

魂のコラム

明けましておめでとうございます！

明るく素晴らしい2012年になりますように・・・

さて、1月4日に2012年のHOPの経営計画を発表しました。

今年のHOPの目標は、『楽しいHOP』です。

HOPは「厳しいけど楽しい職場」という船です。

HOP船に乗ってよい人は、

- ・クライアント様に喜んでもらう事が、一番うれしい人
- ・仲間を大切に人
- ・自己研鑽を怠らない人
- ・ウソをつかない人

という方針を発表しました。今年一年、一層精進し飛躍します！

HOPの輪 今後の活動予定

2月23日(木) HOP x 資金調達

東京国際フォーラム 会議室 15:00~17:00

当日は、都市銀、信金、金融公庫の方をお招きして、各金融機関ごとの会社の見方をお聞きし、賢い融資の利用法を勉強します。参加者は、数名のグループに分かれ、ディスカッション形式で、理解をより深めます。